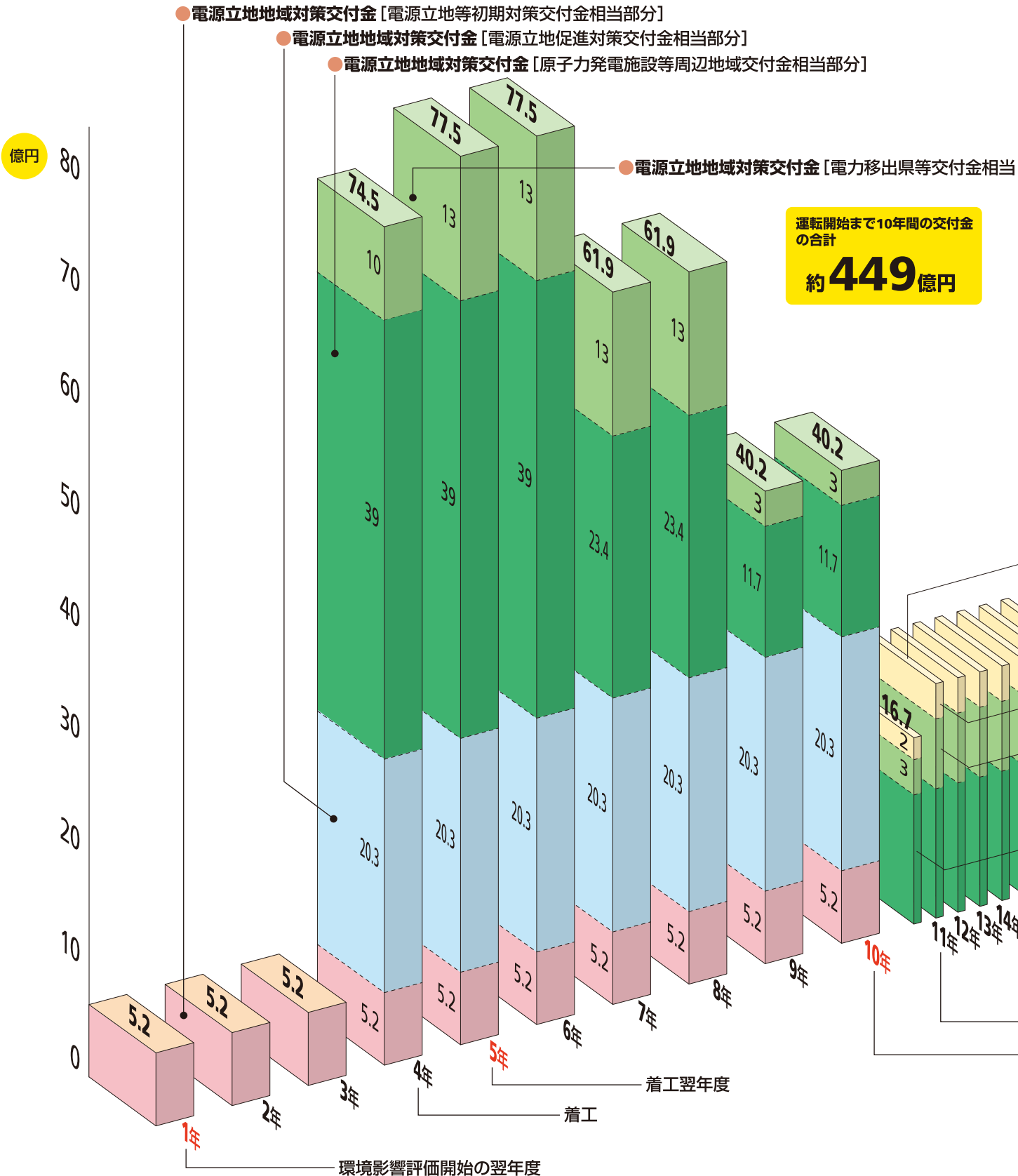


原子力発電所が建設される市町村等には、 電源三法交付金による財源効果がもたらされます。

出力135万kWの原子力発電所が新設された場合、その地域（立地所在市町村、周辺市町村、都道府県）にもたらされる電源立地地域対策交付金等による財源効果のモデルケースです。

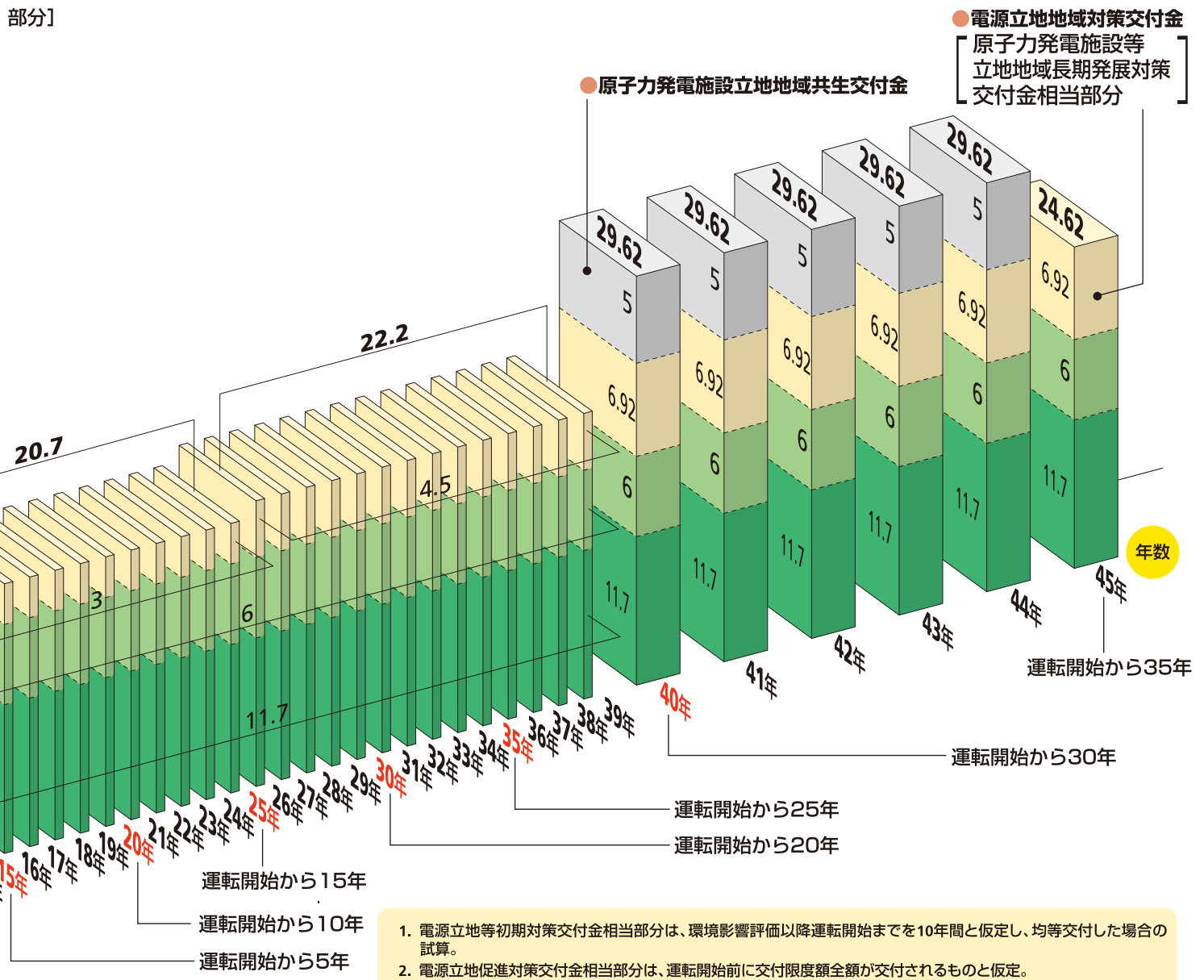
また、発電所立地によるメリットは、このモデルケースにあげられた交付金以外にも各種交付金や補助金が活用できるほか、固定資産税の収入、建設工事に伴う雇用拡大等、経済波及効果が見込まれます。



電源立地地域対策交付金	約1,215億円
電源立地等初期対策交付金相当部分	約52億円
電源立地促進対策交付金相当部分	約142億円
原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分	約597億円
電力移出県等交付金相当部分	約275億円
原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分	約149億円
原子力発電施設立地地域共生交付金	約25億円

● **モデルケース** 出力135万kWの原子力発電所の立地にともなう財源効果の試算
 (運転開始まで10年間～運転開始翌年度から35年間)
建設期間 7年間
※実際の金額は立地地点の状況や開発スケジュールなどによって異なります。

部分]



- 電源立地等初期対策交付金相当部分は、環境影響評価以降運転開始までを10年間と仮定し、均等交付した場合の試算。
- 電源立地促進対策交付金相当部分は、運転開始前に交付限度額全額が交付されるものと仮定。
- 原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分は、全交付対象市町村の平均需要家数を基に試算。
- 電力移出県等交付金相当部分については初号機が設置される地点を含む都道府県に対して交付される特例措置を含む。また、算定にあたっては、出力ベースにより試算。
- 原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分は、設備能力に加え実際の発電量による上乗せ措置分を含む(稼働率約80%で試算)。
- 原子力発電施設立地地域共生交付金は、交付期間の年間に均等交付した場合の試算。
- 原子力発電所の立地に伴い、上記以外に、市町村の行う産業支援、企業立地に対する補助金等の交付が可能となるとともに、固定資産税、核燃料税、法人事業税、法人県民・市町村民税等の収入が見込まれる。